

## 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

### 1 指示する内容

以下の条例及び規則に関して、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続き
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定手続き
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の制定手続き
- (5) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の制定手続き

### 2 今後の予定

#### 1 1月下旬

- ・ 職員団体交渉妥結
- ・ 教育長の臨時代理による事務処理
- ・ 区議会第4回定例会へ条例案を提案

#### 1 2月1日 教育委員会定例会

- ・ 教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告

### 区立幼稚園教育職員の給与改定に伴う条例等の一部改正 手続きについて

#### 1 制定する内容

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
一般職員及び管理職員（再任用職員を含む。）の勤勉手当の上限支給月数の改正及び給料表の改定
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
条例改正に合わせた、支給月数（割合）の改正

#### 2 指示する理由

平成29年特別区人事委員会給与等勧告による職員団体交渉妥結の具体的な日時が不確定であること及び、妥結後、速やかに条例及び規則の改正手続を行わなくてはならないため。

#### 3 平成29年特別区人事委員会給与等勧告の概要

- (1) 月例給（平成29年4月1日に遡及して実施）  
公民較差（526円、0.13%）を解消するため、原則全ての級及び号給において、給与月額を引き上げる。
- (2) 特別給（期末手当・勤勉手当）（改正条例の公布の日から実施）  
年間の支給月数を0.1月引き上げる。（現行4.4月→4.5月）  
支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振る。

## 区立小中学校における任期付短時間勤務職員（教諭職）の採用に関する条例の制定手続きについて

### 1 制定する内容

#### (1) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

勤務時間、週休日、休憩時間、超過勤務、育児又は介護を行う職員の勤務の制限、休日、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇）、介護休暇、介護時間、組合休暇

#### (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

給料月額、地域手当、通勤手当、教員特殊業務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当

#### (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

教職調整額の支給、超過勤務手当及び休日給の適用除外、超過勤務及び休日勤務の制限

### 2 指示する理由

任期付短時間勤務職員（教諭職）を平成30年4月1日付で採用するに当たり、給与等、勤務条件に関しては、基本的に区職員の制度を適用させることとしており、平成29年特別区人事委員会給与等勧告による職員団体交渉妥結の具体的な日時が不確定であること及び、妥結後、速やかに条例の制定手続きを行わなくてはならないため。

## 参考 職の概要

- 1 職名  
教諭
- 2 主な職務  
教科指導（少人数指導、ティーム・ティーチング、補教等）、放課後学習指導、指導資料作成、教材作成など
- 3 採用人数  
33人（各校1人を配置 小学校23人、中学校10人）
- 4 任期  
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 5 勤務日数  
週当たり4日
- 6 給与等
  - (1) 給料 都費教員大卒初任給相当（8割）ほか、諸手当
  - (2) 休暇 年次有給休暇ほか、各種休暇制度